

裁 決 書

(審査請求人)

(成年被後見人)

(代理人)

(処分庁) 前橋市福祉事務所長

審査請求人 [] (被保護者の [] の成年後見人。以下、 [] を「請求人」、 [] を「被後見人」という。) から、平成27年12月4日付けで請求のあった前橋市福祉事務所長 (以下「処分庁」という。) の生活保護法 (昭和25年法律第144号。以下「法」という。) に基づく生活保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、被後見人に対し平成27年8月6日付けで行った生活保護廃止決定処分は、これを取り消す。

裁 決 の 理 由

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、概ね次のとおりであると解される。

処分庁が被後見人に対して、平成27年8月6日付けで行った生活保護廃止決定処分 (以下「本件処分」という。) の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、概ね次のとおりであると解される。

生活保護廃止決定の処分は、不利益処分であってその処分の理由を示さなければならぬが、本件処分通知には、生活保護廃止の理由について「その他の理由により生活保護を廃止します。」との記載があるだけであり、行政手続法 (平成5年11月12日法律第88号) 第14条第1項違反である。

被後見人は平成27年4月に生活保護決定の処分を受けたばかりであり、その後、生活保護を必要としなくなる事情変動もないにもかかわらず、全く理由が不明なまま保護廃止となることは違法な処分である。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

関係資料等による調査の結果によれば、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、年金収入の減少により生活できないとして平成27年4月16日付けの保護開始申請書を処分庁に提出した。
- (2) 処分庁は、申請日から生活保護を開始することを決定し、平成27年5月20日、請求人に保護開始決定通知書を手交した。その際、例年6月に年金額の改定があることから、年金改定通知が届き次第、処分庁に収入申告するように、請求人に指導した。
- (3) 平成27年7月6日、請求人は処分庁に、通帳の写し及び一般収入申告書を提出した。
- (4) 平成27年8月6日、処分庁は、請求人の年金収入が46,175円から46,608円に変更になったため、保護の要否について改めて検討を行ったところ、介護保険法に基づく境界層該当証明措置を受けることにより、生活保護を要さない状態になるとの判断に基づき、平成27年6月1日付けで保護廃止を決定し、請求人に対し本件処分通知を交付した。廃止理由には、「その他の理由により生活保護を廃止します。」と記載した。

2 判断

法によれば、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」(法第26条)とされている。

行政手続法第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない」と規定しており、その程度は、法令の根拠規定を示すだけでなく、どのような事実関係を認定して不利益処分をする判断をしたかについて具体的に示さなければならないと解されている。処分庁は本件処分の理由について、本件処分通知に「その他の理由により生活保護を廃止します。」と記載しているのみであり、これだけでは不利益処分の理由として不十分である。

よって、不利益処分の理由を具体的に示さずに行った処分庁による本件処分は、その手続において違法又は不当である。

なお、請求人は審査請求をすることが出来る期間について、「民法158条の法意は除斥期間と解釈されている期間制限にも及ぶものとされており、教示にある60日との不変期間の期間制限にも同法の法意が及ぶ」と主張しているが、本件審査請求においては、被後見人に判断能力が全く備わっていないことから、請求人が成年後見人に選任された日(平成27年11月20日)を本件処分があったことを知った日と解するのが相

当である。よって、その翌日から起算して60日以内に審査請求が行われていることから行政不服審査法第14条第1項の要件を満たしており、却下との裁決とならないことを申し添える。

3 結論

以上のとおり、請求人からの本件処分の取消しを求める審査請求は理由があるから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成28年3月31日

群馬県知事 大澤 正 明

